

## II 内国法人に対して支払う報酬・料金等

(所法 174十、175三、212③、213②、所令 298⑨、  
299、復興財確法 28、31)

源泉徴収の対象となる報酬・料金等	税額の計算方法
馬主に支払う競馬の賞金	{支払金額 - (支払金額 × 20% + 60万円)} × 10.21%

## 第5 配当所得の源泉徴収事務

居住者又は内国法人に支払う配当所得の源泉徴収事務は、剰余金の配当、剰余金の分配など（法人税法に規定する適格現物分配に係るものを除きます。以下「配当等」といいます。）や配当等とみなされるいわゆるみなし配当の支払者が、その支払の際に次に掲げる区分の税率により所得税及び復興特別所得税を徴収して納付する事務です（所法 24、25、174、181、182、212、213、措法 8 の 3、9 の 2、9 の 3、9 の 3 の 2、37 の 11 の 6、復興財確法 28、31）。

（注）1 みなし配当とは、①非適格合併、②非適格分割型分割、③非適格株式分配、④資本の払戻し、⑤残余財産の分配、⑥自己株式の取得等（自己株式又は出資の取得、出資の消却等、組織変更）により受けた金銭その他の資産の交付が、配当等とみなされるものをいいます。

- 2 一定の内国法人に、支払う配当等で次に掲げるものについては、源泉徴収をする必要はありません（所法 177、212③）。
- ① 法人税法第23条第5項に規定する完全子法人株式等に該当する株式等（その内国法人が自己の名義をもって有するものに限ります。次の②において同じです。）に係る配当等
  - ② その内国法人が保有する他の内国法人の株式等の発行済株式等の総数等に占める割合が3分の1超である場合における当該他の内国法人の株式等に係る配当等

なお、株式又は出資に係る配当等については、その支払の確定した日（株主総会の決議で定められた剰余金の配当等についての効力を生ずる日など）から1年を経過した日までに支払がない場合には、その1年を経過した日に支払があったものとみなして、源泉徴収を行うことになっています（所法 181②）。

### 1 上場株式等の配当等の場合

源泉徴収税率は、15.315%（支払を受ける者が居住者の場合は他に住民税5%）です。

（注）1 発行済株式の総数等の3%以上に相当する数又は金額の株式等を有する個人が支払を受ける上場株式等の配当等については、この制度の対象となりません（下記「2 上場株式等以外の配当等の場合」に該当することになります。）。

2 「上場株式等の配当等」には、証券取引所（金融商品取引所）に上場されている株式や店頭売買登録銘柄として登録されている株式についての配当のほか、特定株式投資信託や公募株式投資信託の収益の分配、特定投資法人の投資口の配当等などが含まれます。詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載している「源泉徴収のあらまし」をご参照ください。

### 2 上場株式等以外の配当等の場合

源泉徴収税率は、20.42%（住民税なし）です。

## 第6 非居住者又は外国法人に支払う所得の源泉徴収事務

非居住者又は外国法人に支払う所得の源泉徴収事務は、非居住者又は外国法人に対して国内源泉所得のうち源泉徴収の対象となる国内源泉所得を支払う際に、一定の税率により所得税及び復興特別所得税を徴収して納付する事務です。

なお、源泉徴収の対象となる国内源泉所得の種類と税率等は次のとおりです（所法 24、161、212、213、措法 8 の 2、9 の 3、9 の 3 の 2、37 の 11 の 4、37 の 11 の 6、41 の 9、41 の 12、41 の 12 の 2、41 の 22、復興財確法 28、31）。